別表第一号の三　無線局の登録申請書及び再登録申請書の様式(第25条の10第1項及び第25条の14第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

無線局登録(再登録)申請書

年　　月　　日

(何)総合通信局長　殿(注1)

収入印紙貼付欄 (注2)

□電波法第27条の21第2項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第3項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第25条の14第1項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

(注3)

また、上記の申請に併せて、電波法第27条の23の規定により、登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。(注4)

記(注5)

1　申請者(注6)

住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕
	〒(　　―　　)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　電波法第27条の24第2項第1号への該当の有無(注7)

□有　　□無

3　登録又は再登録に関する事項(注8)

①　無線設備の規格	
②　無線設備の設置場所	
③　周波数及び空中線電力	
④　登録の番号	
⑤　登録の年月日	
⑥　希望する登録の有効期間	

⑦　備考	

4　電波利用料(注9)

①　電波利用料の前納(注10)

電波利用料の前納の申出の有無	□有　　□無
電波利用料の前納に係る期間	□無線局の登録の有効期間まで前納します。 □その他(　　年)

②　電波利用料納入告知書送付先(法人の場合に限る。)(注11)

□1の欄と同一のため記載を省略します。

住　所	都道府県―市区町村コード〔　　〕
	〒(　　―　　)
部署名	フリガナ

5　申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　収入印紙については、次によること。

(1)　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

(2)　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾氏名」のように記入すること。

3　該当する□にレ印を付けること。

4　申請に併せて登録事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

5　各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区　別	記載する欄	備　考
1　登録の申請の場合	1　2　3(①　②　③　⑥　⑦)　4　5	
2　再登録の申請	1　2　3(④　⑤　⑥　⑦)	(注)　②にあつては、電波利用料納入

の場合	4(注)　5	告知書送付先に変更がある場合に限る。

6　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

7　法第27条の24第2項第1号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。

8　3の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、登録を受けようとする無線局の無線設備の規格について施行規則第17条各号のうちいずれかの無線局の無線設備の規格を記載すること。

(2)　②の欄は、次によること。

ア　移動しない無線局にあつては、登録を受けようとする無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町○―○―○何内」のように記載し、併せて空中線の位置の緯度及び経度をそれぞれ度、分及び秒をもつて「35.25.47」のように記載すること。ただし、施行規則第16条第1号に規定する無線局にあつては、「何県何市何町○―○―○何内」のように記載することとし、空中線の位置の緯度及び経度の記載は要しない。

イ　移動する無線局にあつては、移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。

(3)　③の欄は、次によること。

ア　周波数及び周波数ごとの空中線電力を記載すること。

イ　周波数については、使用する周波数を記載すること。

ウ　空中線電力については、使用する無線設備が送信に際して使用できる最大の空中線電力を記載すること。

(4)　④の欄及び⑤の欄は、現に登録を受けている無線局について記載すること。

(5)　⑥の欄は、施行規則第9条の規定による登録の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

(6)　⑦の欄は、次によること。

ア　2の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

イ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

9　法第103条の2第14項本文に該当する場合は、記載を要しない。

10　施行規則第51条の10の6第3項の規定による電波利用料の前納に係る記載は、次によること。

(1)　電波利用料の前納の申出の有無について、該当する□にレ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。

(2)　電波利用料の前納に係る期間については、前納を希望する場合に限り記載することとし、該当する□にレ印を付けること。その他に該当する場合は、無線局の登録の有効期間のうち、1年を単位とする期間を記載すること。

11　電波利用料納入告知書について、1の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注6に準じて記載すること。

12　申請に対する処分に係る書類及び登録事項証明書(書面申請等による場合に限る。)の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。

13　申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。